

### 第3章 子ども読書活動推進計画（第4次）

#### 第1 基本方針

前計画（第3次計画）では、家庭、地域、学校、図書館等での取組は進められてきた一方で、不読率の改善を図ることが主な課題として上ってきました。

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月、文部科学省）では、「乳幼児期から、子供の実態に応じて、子供が読書に親しむ活動を推進していく必要がある。」として、不読率の改善については、読書習慣の形成を一層効果的に図るとともに、読書の関心度合いが上がるような取組を推進する必要があるとしています。また、「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月、東京都教育委員会）では、不読率の更なる改善、読書の質の向上、読書環境の整備の3つを基本方針として取組を進めています。

こうした国及び都の計画を基本として、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、条令第3条（基本理念）に基づき、基本方針を定めます。

#### （基本方針）

読書を通じて、子どもが生きる力を育み、健やかに成長し、豊かな人生を送ることができるように、家庭、地域、学校、図書館等が連携して読書習慣の形成を図るとともに、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に楽しく読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための読書環境の整備に取り組めます。

## 第2 基本目標

基本方針に沿った取組を行うにあたり、条例第4条では区は子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務があるとし、条例第5条では区民は日常生活の中で読書に親しみ、子どもの読書活動への理解及び協力を通じて、子どもの読書活動の充実及び習慣化につながるよう努める役割を果たすとしています。

よって、区は、区民が読書活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための講座等の事業を実施し、区民の読書活動を支援します。また、区民も読書活動への理解とともに、読書ボランティア等をはじめとした積極的な参加が期待されます。

このような区の責務と区民の役割に基づき、子どもの読書活動の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に、家庭、地域、学校、図書館等が連携・協力して推進するために、次のとおり本計画の基本目標を定めます。

### 1 読書活動の機会の充実と啓発

発達段階に応じた読書習慣の形成を図るために、家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力により、読書活動の機会の充実と啓発を行います。

### 2 読書環境の整備

家庭、地域、学校、図書館等の連携・協力により、子どもの読書環境を整備します。また、学校図書館の整備と活用を図ります。

### 3 読書活動を支える人材育成

図書と子どもをつなぐ人材を育成し、読書活動の充実を図ります。

### 第3 発達段階に合わせた施策

本計画では、読書習慣の形成を図る上で、子どもの発達段階に応じた読書活動を進めていくために、次のとおり子どもの発達段階に合わせた4つの施策を進めます。

#### 1 乳幼児期の施策

家庭や地域での読み聞かせ等を通じて、子どもが図書の豊かな言葉や世界と出会えるような施策を進めます。

#### 2 小学生期の施策

学校図書館での授業や調べ学習を通じて、図書を選ぶ楽しさ、読書を通じた活動の面白さを味わえるような施策を進めます。

#### 3 中学生・高校生期の施策

家族や友人等とのコミュニケーションを通じて、論理的な思考を養い、自らの考えを深められるような施策を進めます。

#### 4 特別な支援を必要とする子どもの施策

特別な支援を必要とする子どもに十分配慮して、障壁のない読書サービスの提供を進めます。